

# 中小企業労働力確保法の一部改正について

実践的な職業能力の開発・向上が必要な若者にとって良好な雇用の機会を創出し、技能継承を円滑に進めるための取組に関する改善計画を策定した事業協同組合等又は中小企業者を支援する枠組を新設する。

## ① 第4条関連

実践的な職業能力の開発・向上が必要な若者にとって良好な雇用の機会を創出し、技能継承を円滑に進めるための取組に関する改善計画の類型を新たに追加する。

新たな類型の改善計画の認定を受けた事業協同組合等の構成員たる中小企業者又は中小企業者が、

- 技能継承の受け手となる若者につき試用雇用を行う場合
- 若者に実践的な職業能力、熟練技能を習得させるために職業訓練を行う場合等に給付金を支給

現行(3類型)

① 構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画

(作成主体:事業協同組合等)

② 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画

(作成主体:中小企業者)

③ 新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会を創出に資する改善計画

(作成主体:中小企業者)

④ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年に良好な雇用の機会を創出に資する改善計画

(作成主体:事業協同組合等)

⑤ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年に良好な雇用の機会を創出に資する改善計画

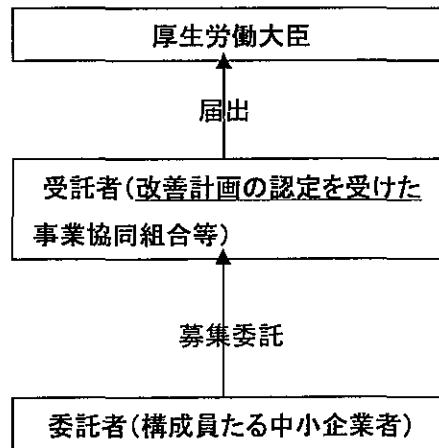
(作成主体:中小企業者)

改正後(5類型)

## ② 第13条関連

改善計画の認定を受けた中小企業者が労働者の募集を事業協同組合等に委託する場合に、特例を設ける。

現行の委託募集の特例



## 改正後の委託募集の特例

